

千葉県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月7日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県規則第46号

千葉県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

千葉県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成21年千葉県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に、「第17条第4項」を「第17条第8項」に、「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に、「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改める。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第 1 号

千葉市指令 第 号

薬局開設不許可通知書

住所

氏名 様

年 月 日付けで申請のありました薬局開設については、次の理由により許可しないので、通知します。

年 月 日

千葉市保健所長

印

理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 2 号

管理者兼務許可申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

住所

氏名

(薬局 薬局製造販売医薬品の製造業 店舗販売業 卸売販売業 高度管理医療機器等の販売業・貸与業) の管理者の兼務の許可を受けたいので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (第 7 条第 4 項ただし書 (第 1 7 条第 8 項において準用する場合 (薬局製造販売医薬品の製造業に係る部分に限る。)) を含む。) 第 2 8 条第 4 項ただし書 第 3 5 条第 4 項ただし書 第 3 9 条の 2 第 2 項ただし書) の規定により、次のとおり申請します。

管理している 薬局、製造所、 店舗又は営業所	名 称	
	所 在 地	
兼 務 場 所	名 称	
	所 在 地	
	業 務 内 容	
兼 務 期 間		
備 考		

様式第3号

千葉市指令 第 号

管理者兼務許可書

住所

氏名 様

年 月 日付けで申請のありました（ 薬局 薬局製造販売医薬品の製造業 店舗販売業 卸売販売業 高度管理医療機器等の販売業・貸与業 ）の管理者の兼務について、次のとおり許可します。

管理している 薬局、製造所、 店舗又は営業所	名 称	
	所 在 地	
兼 務 場 所	名 称	
	所 在 地	
兼 務 内 容		
兼 務 期 間		

年 月 日

千葉市保健所長



様式第 4 号

千葉市指令 第 号

管理者兼務不許可通知書

住所

氏名 様

年 月 日付けで申請のありました（ 薬局 薬局製造販売医薬品の製造業 店舗販売業 卸売販売業 高度管理医療機器等の販売業・貸与業 ）の管理者の兼務については、次の理由により許可しないので、通知します。

年 月 日

千葉市保健所長



理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第5号中「千葉市長」を「千葉市保健所長」に改め、「㊟」を削り、

「

年 月 日付千葉市指令 第 号で許可のありました（ 薬局 薬局製造販売医薬品の製造業 店舗販売業 卸売販売業 高度管理医療機器等の販売業・貸与業 ）の管理者の兼務を廃止したので、次のとおり届け出ます。

」

「

年 月 日付け千葉市指令 第 号で許可のありました（ 薬局 薬局製造販売医薬品の製造業 店舗販売業 卸売販売業 高度管理医療機器等の販売業・貸与業 ）の管理者の兼務を廃止したので、次のとおり届け出ます。

」

改め、「（注）届出者の氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。」を削る。

様式第6号から様式第8号までを次のように改める。

様式第 6 号

千葉市指令 第 号

薬局製造販売医薬品製造販売業不許可通知書

住所

氏名 様

年 月 日付けで申請のありました薬局製造販売医薬品の製造販売業については、次の理由により許可しないので、通知します。

年 月 日

千葉市保健所長



理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号

千葉市指令 第 号

薬局製造販売医薬品製造業不許可通知書

住所

氏名 様

年 月 日付けで申請のありました薬局製造販売医薬品の製造業については、次の理由により許可しないので、通知します。

年 月 日

千葉市保健所長

印

理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 8 号

承認番号 () 第 号

薬局製剤製造販売承認書

氏 名
(法人にあつては名称)

店 舗 の 名 称

店 舗 の 所 在 地

年 月 日付けで申請のあつた薬局製剤の製造販売を
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法
律（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、申
請のとおり承認する。

年 月 日

千葉県保健所長

印

様式第 9 号中

「

千葉市長

印 を

」

「

千葉市保健所長

印 に改める。

」

様式第 1 0 号及び様式第 1 1 号を次のように改める。

様式第10号

千葉市指令 第 号

医薬品販売業不許可通知書

住所

氏名 様

年 月 日付けで申請のありました（ 店舗販売業
卸売販売業 ）については、次の理由により許可しないので、通知し
ます。

年 月 日

千葉市保健所長



理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 1 1 号

千葉市指令 第 号

高度管理医療機器等販売業又は貸与業不許可通知書

住所

氏名 様

年 月 日付けで申請のありました高度管理医療機器等（販売業 貸与業）については、次の理由により許可しないので、通知します。

年 月 日

千葉市保健所長



理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。